

令和2年予算決算委員会会議録

1. 招集年月日 令和2年11月12日

2. 招集の場所 可児市役所議場

3. 開 会 令和2年11月12日 午前9時39分 委員長宣告

4. 審査事項

1. 令和元年度水道事業会計決算書及び令和元年度水道事業会計未処分利益剰余金の誤りについて

2. その他

5. 出席委員 (20名)

委員長	山田喜弘	副委員長	伊藤壽
委員	林則夫	委員	亀谷光
委員	富田牧子	委員	伊藤健二
委員	中村悟	委員	山根一男
委員	野呂和久	委員	酒井正司
委員	天羽良明	委員	川上文浩
委員	板津博之	委員	勝野正規
委員	渡辺仁美	委員	大平伸二
委員	田原理香	委員	中野喜一
委員	松尾和樹	委員	奥村新五

6. 欠席委員 なし

7. その他出席した者

議長	澤野伸	監査委員	川合敏己
----	-----	------	------

8. 説明のため出席した者の職氏名

副市長	高木伸二	総務部長	田上元一
水道部長	伊藤利高	総務課長	武藤務
上下水道料金課長	須田和博	上下水道料金課 上水道課長補佐	井藤好規
監査委員事務局長	鈴木賢司		

9. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	宮崎卓也	議会総務課長	梅田浩二
--------	------	--------	------

議 会 事 務 局 記
書

林

桂 太 郎

議 会 事 務 局 記
書

松 倉 良 典

○委員長（山田喜弘君） 定足数に達しておりますので、ただいまから予算決算委員会を始めます。

発言される方は、挙手の上、マイクの点灯を確認してから発言をしてください。

それでは、まず私、委員長のほうから、今回の開催に当たりましてその経緯を御説明申し上げます。

今回、令和2年9月定例会において、監査委員の審査意見書を付して市長より議会に提出されました令和元年度可児市水道事業会計決算書におきまして誤りがありましたので、その説明を求め、対応を協議するものであります。

今回の誤りについては、10月21日に開催されました議員勉強会において予算決算委員長である私、山田から水道事業会計決算について説明することとなりました。議員の皆様説明するに当たり、改めて水道事業会計の決算書を精査したところ、消費税及び地方消費税における決算仕訳の誤りを発見、指摘し、その対応を求めていたものであります。

この誤りにより、雑支出が過大に計上されたことに伴い、当年度純利益及び当年度未処分利益剰余金が本来の利益より過少になっていたものであります。

改めて、なお今後このような間違いがないよう、予算決算委員長として執行部に対して申し添えます。

それでは、執行部の説明を求めます。

○副市長（高木伸二君） このたびは、大変申し訳ございませんでした。

失礼して着座にて説明をさせていただきます。

さきに開催されました令和2年9月議会におきまして御審議をいただきました認定第13号 令和元年度可児市水道事業会計決算認定について及び議案第67号 令和元年度可児市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、この2件につきまして内容に誤りがございましたので御報告をさせていただきます。

議案として提出し議決までいただきながら、このような誤りがあり、大変申し訳ございませんでした。

また、本日は急遽、予算決算委員会を開いていただき、このような報告の機会を設けていただきましたことにお礼を申し上げます。

詳細につきましては、担当部署から説明をさせていただきます。

○上下水道料金課長（須田和博君） それでは、令和元年度水道事業会計決算書及び令和元年度水道事業会計未処分利益剰余金の処分の誤りについて説明いたします。

資料の1を御覧ください。

関連する議案につきましては、ただいま副市長が申しあげましたとおりの議案についてのものでございます。

資料2、2枚目のA3の用紙のほうを御覧ください。

こちらは、決算書の5ページ、6ページの損益計算書ということになりますが、5ページ、

左側の下のほうの営業外費用の雑支出が、決算では98万8,830円としておりましたが、正しくは69万5,100円少ない29万3,730円となります。これに伴いまして、6ページ、右側のページの当年度純利益のほうも4億458万5,011円が69万5,100円多い4億528万111円となりまして、その下の当年度未処分利益剰余金も同じく4億528万111円となるものです。

この雑支出につきまして、次の資料3、もう一つ下のA3の用紙のほうになります。こちらのほうを御覧ください。

こちらは、決算書の19ページ、20ページの消費税の概況になります。

20ページ、右側の表の欄外、注記にありますように、消費税及び地方消費税の算定上生じる調整分として雑支出中に計上しておりますが、消費税と雑支出との関係につきましては、一番最初の資料1の中段からの対照表のように捉えることができます。

今回、決算書における消費税と雑支出の関係につきまして、先ほど山田委員長のほうからも話がありましたように質問がありました。確認しましたところ、この資料1の①の対照表のように、右側の合計と左側の合計に69万5,100円の差異があることが判明いたしました。これは、消費税申告の事務処理と雑支出の計算については、それぞれ別建てで計算しておりましたため、雑支出の算出については、②の対照表のように仮受消費税につきまして1億8,657万4,780円とするところを1億8,587万9,680円と69万5,100円少ない金額で計上したために、雑支出のほうも69万5,100円多い98万8,830円として計上してしまったことによるものでございます。

正しい対照表がこの下の③のほうの表のとおりになります。

このように消費税申告の事務処理と雑支出計算がそれぞれ別建てで行っていたがために、対照表による確認を行っていなかったことや、公営企業会計システムの総勘定元帳及び残高試算表において仮受消費税の貸借に69万5,100円の残額があることを見落としていたことが原因と考えております。

今後につきましては、決算書及び総勘定元帳、または残高試算表におきまして貸借の整合が必要な箇所の洗い出しを行い、またチェックリストの作成により確認、複数人によるチェックを徹底していきたいと考えております。

説明は以上でございます。

○総務部長（田上元一君） ただいま、水道部のほうから誤りについての内容の御説明をさせていただきますましたが、今回、認定、そして議決をいただいたということで、その後の決算の誤りの修正方法についてでございますけれども、これにつきましては、国のほうから公営企業会計の実務提要、いわゆる参考書のようなものが出ておまして、誤りの内容が損益に関する事項ということであれば、誤りの発見年度、すなわち今年度、令和2年度の決算におきまして過年度損益修正として処理して差し支えないということで、実務上可能な処理として示されております。

したがって、認定第13号で認定をいただきました令和元年度可児市水道事業会計決算認定の決算内容及び議案第67号で議決をいただいた令和元年度可児市水道事業会計未処分利

益剰余金の処分についての数値はそのままといたしまして、令和2年度の決算において今回の差額に該当する69万5,100円を過年度損益修正益として計上することにより処理をしたいというふうに考えております。

当然ながら、令和2年度の決算書類にはその旨、すなわち69万5,100円が令和元年度決算により発生した修正益であるという旨を注記するということになろうというふうに考えております。以上でございます。

○上下水道料金課長（須田和博君） 補足でございますが、例えばその処理につきましては、今後速やかに69万5,100円を過年度損益修正益としまして会計処理のほうを行いたいと考えております。以上でございます。

○委員長（山田喜弘君） 質疑のある方は挙手をして質疑をしてください。

○委員（川上文浩君） ミスが出たということなんですけれども、議決事件として未処分利益剰余金の処分はしていますが、今、総務部長がおっしゃられた過年度処理ということで、これは結構かなと思うんですが、ここに原因として書いてある中で、入力を合わせることは、市側で気づかなかったということなんですけど、これって手入力でやって、どこまで手入力で、どこまで会計ソフトでチェックができて、どこで手入力で間違ったのかということが問題なんですよね。監査委員事務局もこれを通しちゃったということになるわけですよね。

議会は、やはりこれだけ人数がいますけど、決算について計数をチェックする機能は、さすがにそれはあるんでしょうけれども、それはたしかダブルチェックできているはずなので、基本的に考えないわけですね、電卓を持ってカチャカチャたたいて合っているかなんてことは我々議員がそこをやるのではなくて、本来、監査委員事務局であったり、提出する上下水道料金課ということの、全て報告があってから審議しているので、さすがにそこには気づかないだろうと。よく本当に山田委員長は気づかれたなあというところなんですけれども、その原因の部分をもう少し詳しく教えていただけませんか。

○上下水道料金課長（須田和博君） 今、川上委員がおっしゃられたとおり、もともとその水道事業会計についてはシステムの中である程度処理がされておるわけなんですけど、特に消費税関係につきましては、ちょっとそのシステムの中で処理ができない部分もありますので、消費税関係については別建てで計算をしていると。当然そういったところで、別建てでやるときには、手入力で数字を入れるようなところがありまして、今回はその手入力で数字を入れるところの入力をミスしたということになります。

ですので、先ほどもちょっと申し上げましたように、どうしてもそういう手入力のところについてのミスというのが特に原因として考えられますので、今後はそういった手入力のところは特にチェックリスト等を作って、今回も単純なチェックミスということになりますので、そういったところを複数の人数とかチェックリストなんかを利用して、確実にミスのないようなことを今後はやっていきたいというふうに考えております。以上です。

○委員（川上文浩君） バランスシートなのにバランスが取れていないというのは非常なミスなので、それはやはりしっかりやってほしいのと、監査委員事務局はどういう対応をされて

見逃しちゃったんですか。

○監査委員事務局長（鈴木賢司君） このたびは、水道事業会計における決算審査で数値誤りを看過してしまい、その結果、御迷惑をおかけしますことを大変申し訳ありません。この場をお借りしましておわび申し上げます。

今回のミスが生じた理由につきましては、決算附属資料20ページに注意記載されております消費税及び地方消費税調整分98万8,830円の確認について、上下水道料金課に対して別に提出を求めています確認用根拠資料の一つである総勘定元帳の損益計算書営業外費用雑支出の段の数値と照合し一致しているということを確認したことで、数値は正しく転記されているというふうに判断し、19ページから20ページに記載されております仮受消費税欄の合計欄、あと仮払消費税合計欄、あとは確定消費税額をもってしての差引き計算確認、検算ですけれども、それを漏らしてしまっておったということが原因でございます。

ですので、よって、差引き検算さえしておれば防げるミスであったというところで、我々の確認事務の甘さというところを反省しておるというところなんです。

さらに細かく言いますと、全体に決算書の掲載数値の確認としましては、先ほどの別に求めている確認用根拠資料というところの称号確認を行っておりますけれども、さらに踏み込んで、そもそも確認用根拠資料、総勘定元帳と、そういったところの数字自体が正しいかといったところまでの全部確認というのは、全ての仕訳の突き合わせをしなければならなくなってしまうと、限られた時間の中では実務上困難という状況でございます。

よって、確認用根拠資料自体が正しいのかどうかという確認の範囲につきましては、不正や誤謬ですね、間違った、誤ったということがあった場合に影響がすごく大きいというところが一般的に考えられている換金性の高いもの、預金現金、あとは有価証券の残高とか、あとは貯蔵品の在庫数、それに総資産に占める割合が高い固定資産の計数、期中の増減額が正しいかどうか、あと企業債の償還額、それと内部統制による委託や工事に係る契約行為の手続、そういったところについては、少なくとも別資料で突合確認とか、あとは上下水道料金課で現地に赴いての実査とか抽出試査によって確認をしておるというところでございますので、全てが全ての確認をするというのが理想形ではありますけれども、そこまでのところは時間的にもちょっと行きつかないというところが現状でございます。以上です。

○委員（川上文浩君） やはり監査委員事務局と監査委員の一番の出番はここですね、企業会計とかね。これを間違えました、はいでは、ちょっと本当に、これが一番の出番でしょう、まずはこの企業会計が。一般会計やほかのは置いておいて、ここはしっかり貸借対照表を見てもらってチェックするというのは基本の基本だとは思って、それを信じて我々は審議していますからね、議会は。それは、本当に重く受け止めてもらったほうがいいと思います。以上です。

○監査委員（川合敏己君） 本当にこのたびは御迷惑をおかけしまして申し訳ないと思っております。本当に申し訳ございません。

今回、監査委員のほうで監査をするに当たりまして、やはりこの数値誤りというのは看過

しておりました。この点が今に至っていると思っております。

ただ、このミスを糧にしっかりと今後、どのようなところでミスが起こりやすいのか、いわゆる数値の間違いが起こりやすいのかということがしっかりと分かりましたので、この点を肝に入れながら代表監査委員共々、事務局に対してもしっかりと注視していくように監査を行ってまいりたいと思います。水道事業会計だけでなく、下水道事業会計も同様でございますので、この点も含めてやってまいりたいと思います。

本当に申し訳ございませんでした。

○委員長（山田喜弘君） ほかに質疑ありますか。

○委員（酒井正司君） 前監査委員としても非常に残念なことだと思います。

13年余り議員をさせてもらっていますが、議会の決議事項が間違っていたというのは初めてじゃないかなと。予算書であつたり決算書が間違っていたということは、議会の開会中で修正されたりした経験はありますが、議決後に発覚したというのは私、初めての経験なので、先ほど、経緯と処理の話は、上下水道料金課長のほうからお話しありましたが、これは議会の決議事項なんですよ。しゃくし定規でいうと、これは本当から言えば、臨時議会を開いてもう一回修正かけて決議しなきゃいかん事項なんですよ。会計処理だけの問題じゃないので、そこまで大げさにする気はありませんけれども、だから、それほど大きな問題だという認識をまずもっていただきたいということ。

それで、副市長にお伺いしますが、さきの不祥事と今回の間違い、何かこの庁内の空気の緩みを感じませんか。背景をどのようにお考えですか。

○副市長（高木伸二君） 同じところに根っこがあるのではないかという御指摘でございますけれども、そこまでちょっと私のほうでも分析はし切れておりませんけれども、こういうことが実際に起きてしまったということにつきましては弁解の余地もございませんので、今後起きないように対応させていただきたいと思っておりますけれども、やはり水道会計は現金が動かないという部分もありますので、なかなか分かりづらかったという、これは弁解になってしまいますけれども、そういう部分もありますけれども、とほいうものの、山田委員長は見事に看破されたわけですから、それを我々が気づかなかつたのは大変お恥ずかしい限りでございます。以上です。

○委員（伊藤健二君） 機械的な問題について、ちょっと聞きます。

担当部局からは、今後の企業会計を適正に処理する上での対策として3点提起されました。貸借の突合の話、2つ目はチェックリスト、特に漏れやすいところをきちっと把握しておく。それは手抜きせずきちっとチェックすると。そして3つ目に、それをさらに複数でダブルチェック。人的要素によるミスというのはあり得るんで、この3つをきちっと対策を取って適正化を進めたいという話でした。

監査委員事務局は監査委員事務局で、極めてリアルに具体的に、こことここを漏らしたので発見できなかったという話が聞けまして、なるほどということでも理解できましたし、そこはフォローしてほしいんですが、監査をする上でも、私、個人的に見ていて職員が年々減ら

されてきて、十分対応し切れるのかどうなのか、個人の技量の問題も別途ありますけれども、少人数の縮小という問題は行政全体の問題で起きてきたわけですね。そういう中で見切れていないというところがありました。

総勘定元帳を全部チェックするなんていうのは無理だというのは、先ほど鈴木監査委員事務局長から報告があったとおりでと思うんですが、全部じゃなくても、主要なポイントで今の使っている機械類というか、そういう企業会計ソフトが対応し切れているのかな、もしくは今後、まだ改善の課題があるのではないかと。しかし、そこまで踏み込めないのは金の問題で、予算がつきそうにないからというような話があるのかないのか、まずそういう課題があるかどうかについてどのように考えてみえますか。鈴木さん、お願いします。

○監査委員事務局長（鈴木賢司君） 監査委員事務局自体が、上下水道料金課が使っているシステムと連動させながら数値を確認しているというわけではございません。こちら側からこういった資料を根拠資料として出してくださいというところを出していただいている資料があります。具体的には、ちょっと量のボリュームがありますので割愛する部分はありますけれども、出していただくものとしては、総勘定元帳の合計表、あと総勘定元帳自体のデータ、それはPDFでいただきます。あと固定資産の一覧表、あとは期中で固定資産を取得した場合の取得リストと、あとは期中で除却等で減少させた減少の資産リスト、あと棚卸し結果表、企業明細、企業債の明細書、あと内部留保資金の残高計算書、月次、年次の消費税計算書、そういったものの資料を出させていただいて、その中で資料間の調整というのはできる限りはしておくと。照合確認はできる限りしておくと。総勘定元帳を完全にうのみにしておったんじゃないかと言われれば、確かにそのとおりというところがございますが、先ほど申したみたいに、地方公共団体とかでよく事件などで不正とか粉飾決算といったものの温床になる、先ほども言いましたけれども換金性の高いものとか、あとは資産に占める割合が固定資産の場合だと非常に大きいものですから、その漏らしがないとか、増減がかなり入れ違っていると、それはどういうことなのということで上下水道料金課には一応確認して、現場のシステムを見ながら、全部は見られないので抽出になりますけれども、このリストを見せてよということ、ちゃんと減価償却しているねと、そういったところの確認はしておるとこの限界で、さすがに全ての資料を出してくださいという確認はしておるとこのところまではやはり限界があるかなというふうに思っています。

うちのほうの確認につきましても、チェックリストというものが正直あるわけではなく、個々の担当職員がまず見て、担当職員の分かる範囲の中で突合確認をします。その上で私が、さらにそこで突合確認させていただくというダブルチェックは一応してはおります。

ただ、職員の中でもそういう仕組みを全て知っているという職員がいるわけではなく、たまたま今回、消費税と確定消費税の差引き額の計算がここに来るよということを知っておったというのが、恥ずかしながら私だけしか知らなかったということなので、そういったところでの、こことここが合うべきことなんだよというところの情報共有という知識共有がされていなかったというところもやっぱり反省するべきところだと思いますので、そのような

こことここが合うんだよというところのチェックリストをうちのほうも作成させていただいて、その上で確認をすると。

さらに、できることなら、時間の限り総勘定元帳の絶対的な信用ということで見るわけではなく、そういったところを信用することなく、できる限り全体的に資料に目を通させていただいて、その上で数値の深掘り確認をやるということまでしかちょっと申すことができないかなということですよ。

職員は、当然ながら増員されればそれなりに深掘りの調査とか確認ということもできるでしょうけど、やはり全体の職員のバランスもありますので、3名でできる限りのところまでやるということしかちょっと述べさせていただくことはできません。申し訳ありません。

○委員長（山田喜弘君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

それではお諮りしたいと思います。

酒井委員からも発言がありました。本来的には、議会としては再認定、再議決を令和元年度するのが本来だと思いますけれども、今、総務部長からも公営企業法の御紹介がありましたので、令和2年度分で直すということをお紹介いただきましたが、それについてお諮りしたいと思います。

この誤謬につきまして令和2年度決算の中で直すことでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

それでは、この誤りににつきましては、令和2年度分の水道事業会計の中で訂正するという事に決めました。

では、この件につきましてはこれで終了いたします。

では、12月議会におきまして予算決算委員会において重点事業の中間報告を行いますので、また資料等をお渡ししますので質疑をしていただきますよう、よろしくお祈りを申し上げます。

その他、議題とするべきことがあればお聞きいたします。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、これにて予算決算委員会を終了してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

それでは、これにて予算決算委員会を終了いたします。

閉会 午前10時07分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年11月12日

可児市予算決算委員会委員長